福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約

第１条(名称)

本会は、香椎工業高等学校同窓会「香峰会」と称し、事務所を母校内に置く。

第２条(目的)

本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を厚くし、各自発展の基礎とし、後進の指導にあたると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第３条(会員)

本会は、次の会員で組織する。

1　正会員(福岡県立香椎工業高等学校を卒業した者)

2　特別会員

第４条(事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1　会員相互の親睦及び援助を図り、連絡を緊密にする活動

2　定期総会の開催

3　母校の発展に関する活動

4　同窓会名簿の管理

5　会報の発行

6　その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第５条(役員・選出)

本会に次の役員を置く。選出は次の通りとし総会に諮り決定する。

1	会長	1名	正会員の中から常任委員が推薦する。
2	副会長	若干名	会長が指名する。
3	会計	2名	会長が指名する。
4	会計監査	2名	会長が指名する。
5	常任委員	若干名	会長が指名する。
6	校内幹事	若干名	母校の現職員から会長が委嘱する。
7	顧問	若干名	会長が委嘱する。

第６条(役員の任務)

役員の任期は、3年とし再任は妨げない。

1	会長	本会を代表し、会務を総括する。
2	副会長	会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
3	会計	本会の会計を司る。
4	会計監査	本会の会計を監査し、その適否を総会に報告しなければならない。
5	常任委員	会務の運営について協議及び審議を行うと共に会員との連携に当たる。
6	校内幹事	本会と母校との連絡事項を処理する。
7	顧問	本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずるものとする。

第７条(機関・会議)

本会の会議は、以下とする。尚、諸会議の決議は、出席者の 2/3 の賛成を必要とする。

1　総会

総会は、毎年開催し、会員の出席をもって成立する。

但し、必要に応じ会長は臨時総会を招集することができる。

次の事項を審議・決定する。

(1) 事業報告及び収支決算に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他本会の運営上必要と認める重要事項。

2 常任委員会

会長、副会長、会計、校内幹事、常任委員で構成し、次の事項の協議及び審議を行う。

(1) 事業遂行上必要とする事項

(2) 会員に周知し、連携する事項

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他会務の運営上必要とする事項

第８条(地域・職域等同窓会)

1　地域又は、職域等の会員で組織された同窓会と本会は、緊密な連携を保つものとする。

2　地域又は、職域等の同窓会を構成したときは、その名称、事務所、会員数、役員名及び活動状況等を本会の会長あて速やかに届け出るものとする。

第９条(会費)

入会金、年会費は別途「同窓会規約施行規定」に定める。

第10条(会計)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とし、本会の経費は、入会金、年会費、寄付金その他の収入を以て之に充てるものとする。

第11条(その他)

1　本規約の細則は、別途「同窓会規約施行規定」に定める。

2　本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が常任委員会に諮って定める。

付則(全面改正)

1　本規約は、2009 年 12 月 1 日より施行する。

2　本規約の施行にあたり、従前の同窓会規約は廃止する。